

資本金の額の減少公告

当社は、業務執行役員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を九十万円減少し六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都江東区有明三丁目七番一、二号有明パークビル二〇階二〇一八号室

インハウスハブ合同会社
代表社員 笹川 豪介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月三十一日

掲載頁 一六七頁(号外第一七五号)

令和八年一月五日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四番地
株式会社ブイ・イー・ティー
代表取締役 天日 和仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月一日

掲載頁 一六七頁(号外第一五〇号)

令和八年一月五日

神奈川県秦野市曾屋五〇〇番地
株式会社YDKテクノロジーズ
代表取締役 日比野隆也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億七千五百九十四万八千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年二月十三日

掲載頁 八十七頁(号外第二十九号)

令和八年一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

株式会社アルファコード
代表取締役 小野 佳克

基準日設定につき通知公告

当社は、令和四年三月三十一日に終了した事業年度、令和五年三月三十一日に終了した事業年度及び令和六年三月三十一日に終了した事業年度、令和七年三月三十一日に終了した事業年度に関わる定時株主総会について、令和八年一月二十日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月五日

千葉県成田市囲護台二二二二

成田エナジー株式会社
代表取締役 網谷 奈月

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

北海道稚内市港五丁目六番二八号

日東水産株式会社
代表取締役 風無 成一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

神奈川県相模原市中央区宮下一丁目一番一六号
権田金属工業株式会社
代表取締役 権田有紀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

兵庫県姫路市南駅前町一一〇番地

播信保証株式会社
代表取締役 山口 雅宣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月五日

島根県松江市古志原五丁目一五番一三三号
モリタ工業株式会社
代表取締役 森田 光則

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三三階
弁護士法人日本クレアス法律事務所
清算人 向笠 太郎

任意清算公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月五日

東京都足立区西新井一丁目八番二二号
合名会社田口商店
代表社員 廣瀬 高子

配当公告

長野県諏訪市大字豊田一四三八番地
破産者 株式会社シーエムツー
右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部令和六年(フ)第八十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額 金一〇七、七七三、八七七円

一、配当することのできる金額 金一八、二七三、四三四円

令和八年一月五日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号
破産管財人 弁護士 山田 直哉